

○上峰町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

平成30年3月5日

告示第3号

改正 令和元年7月29日告示第7号

令和2年4月13日告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖防止、望まれない命の誕生による殺処分数減少、それらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施するものに対し、その必要経費の一部を助成することに関し上峰町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者及び飼い主が不明の猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 住民グループ 町内に住所を有し、前条の趣旨に賛同の上、TNR活動を行う2人以上のグループをいう。（同一世帯不可）
- (4) TNR活動 飼い主のいない猫を一時的に保護し、不妊去勢手術を実施し、その証として耳先をカットした猫を元の場所に戻す活動をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 区長
 - (2) 住民グループの代表者
- 2 前項の場合において住民グループの代表者及びグループを構成する者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) であるときは、この限りでない。この場合において、暴力団員と関連があるときも、同様とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、不妊去勢手術にかかる実費とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき20,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき10,000円
- (3) その他費用 補助金の交付申請時諸費用1匹につき600円その他町長が必要と認めた額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、TNR活動実施前に、住民グループ登録申請兼飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) TNR活動実施計画書(第2号様式)
- (2) 町税等納付状況閲覧承諾書(第3号様式)(住民グループからの申請の場合)
- (3) 振込口座通帳の写し(コピー)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、住民課環境係に前項に規定する書類を持参する方法により行うものとする。

3 町長は、前項の規定により持参された書類を先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算額に達する日をもって受付を停止する。

(補助金交付決定の通知等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行い、その適否について、住民グループ承認兼飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知す

るものとする。

(内容の変更及び取消し)

第7条 前条の規定により住民グループの登録の承認及び補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請事項を変更し、若しくは住民グループを解散し、又は不妊去勢手術を中止したときは、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金登録事項変更申請書（第5号様式）若しくは飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消申請書（第6号様式）にて、その旨を直ちに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請がなされ、変更を承認する場合にあっては飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金登録事項変更承認通知書（第7号様式）、取消しを承認する場合にあっては飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助対象者が偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、TNR活動を完了したとき（一時保護した猫を手術後に元の場所に返した日）は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、TNR活動の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日（3月31日が土曜日又は日曜日で閉庁日であるときは、当該閉庁日直近の金曜日）までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(1) 手術費用の領収書

(2) 耳先カット部分の術前術後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査の上、補助金の

額を確定し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金確定通知書（第10号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の通知書を受け、補助金を請求しようとする者は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付請求書（第11号様式）を町長に提出しなければならない。

（補足）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月29日告示第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月13日告示第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所.....
(団体代表者)

氏名.....[㊞]

電話.....

住民グループ登録申請 兼 飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書

私は、上峰町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第5条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 活動予定地域

2 住民グループ構成メンバー

	氏 名	住 所
1		
2		
3		

3 不妊去勢手術予定件数

(不妊件数) 件 (去勢件数) 件

4 補助金交付申請額

_____ 円

5 その他（特別な事情がある場合は御記入ください。）

添付書類

①TNR活動実施計画書（第2号様式）

②町税等納付状況閲覧承諾書

（住民グループからの申請の場合）

③振込口座通帳の写し（コピー）

TNR活動実施計画書

申請者：

印

活動人員	人	活動者名	① ② ③
活動予定場所			
今回の対象予定数		オス	約 匹
		メス	約 匹
周辺地区への周知方法		周知時期：	
活動スケジュール (予定)		捕獲期間	月 日 ~ 月 日
		手術日	月 日 ~ 月 日
		元の場所に 戻す日	月 日 ~ 月 日
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護の精神に基づき、決して猫を傷つけることが無いように活動を実施します。 ◆申請者自身で猫を捕まえ、病院に持ち込み、手術後に元の場所に戻します。 ◆捕獲機等で保護した後は、手術終了後、元の場所に戻すまで、責任を持ってエサ、トイレ等の管理を行います。 ◆手術後の猫には必ず耳先カットを施します。 ◆事前に区長へ計画の説明をしてから活動します。 ◆TNR活動終了後も、周辺住民に配慮をし、エサ、トイレ等を適切に管理します。 		

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

上 峰 町 長 様

申請者 住 所 上峰町大字
氏 名 印

町税等納付状況閲覧承諾書

上峰町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金の交付申請に当たり、私及び住民グループ全員の者が、上峰町に納付すべき税等の納付状況を閲覧されることを承諾します。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

様

上峰町長

住民グループ承認 兼
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書

年 月 日付け住民グループ登録申請兼飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書で申請された内容について、住民グループ登録を承認し、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付の適否 適 ・ 否
- 2 補助金交付決定番号 _____
- 3 交付決定額 金 _____ 円
- 4 否についてはその理由

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所.....
(団体代表者)

氏名.....[㊞]

電話.....

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金登録事項変更申請書

年 月 日付け上環 号で補助金交付決定の通知を受けた飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金につきまして、その申請内容を変更したいので、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 申請提出年月日 年 月 日

2 補助金交付決定番号 _____

3 変更内容

変更前	
変更後	

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所.....
(団体代表者)

氏名.....[㊞]

電話.....

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消申請書

年 月 日付け上環 号で補助金交付決定の通知を受けた飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金につきまして、その申請を取り消したいので、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 申請提出年月日 年 月 日

2 補助金交付決定番号 _____

3 申請取消しの理由

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

様

上峰町長

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金登録事項変更承認通知書

年 月 日付け飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金登録事項変更申請書で申請された内容について、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり承認します。

記

変更内容 _____

変更前	
変更後	

変更内容については、審査の上適当と認めます。

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

様

上峰町長

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消通知書

年 月 日付け飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金取消申請書
で申請された内容について、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条
第2項の規定により下記のとおり補助金を取り消します。

記

- 1 申請受付年月日 年 月 日
- 2 補助金交付決定番号 _____
- 3 取消しの理由

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所.....
(団体代表者)

氏名.....㊟

電話.....

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書

年 月 日付け上環第 号で交付決定がありました飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金について、下記のとおりTNR活動を行ったので飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定により実績を報告します。

記

補助金交付決定番号	
不妊手術件数	件
去勢手術件数	件
補助金交付請求額	円

添付書類

- 1 手術費用の領収書
- 2 耳先カット部分の術前術後の写真
- 3 その他町長が必要と認める書類

第10号様式（第9条関係）

年 月 日

様

上峰町長

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金確定通知書

年 月 日付け飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金実績報告書
で報告された内容について、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第9条
の規定により下記のとおり補助金の額を確定します。

記

- 1 補助金交付決定番号 _____
- 2 補助金確定額 金 _____ 円

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所.....

(団体代表者)

氏名.....[㊞]

電話.....

飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付請求書

年 月 日付け上環第 号で確定通知があった飼い主の
いない猫不妊去勢手術費補助金について、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補
助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円		
金融機関名			
	支店・支所・出張所		
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ		
口座名義人			